

茨城県に於ける原子力関係団体の整理統合試案

1. 茨城原子力開発協議会(以下「開発協」という)原子力文化振興財団(以下「振興財団」という)東海事務所並びに東海原子力懇談会の三者を発展的解消し、新たな財団法人を設立する。①
 2. この新財団は日本原子力産業会議(以下「産業会議」という)及び振興財団の共通の下部組織としての機軸を保有すると共に、県内原子力関係者の意思を十分反映させるものとする。②
 3. 新財団の構成員は 県、東海村、大洗町、隣接市町村、原子力事業所、産業会議、振興財団、旧開発協、県町村会及び市長会 その他とする
 4. 新財団の理事には構成員の代表者の外、科学技術庁、水産庁原子力事務所並びに県議会代表者を加える
 5. 新財団の設立認可の得られるまでは 上記構成員の中より 設立準備会を選任し、原子力広報施設の整備強化の具体案を作成し、全構成員の会誌に附し 決定する
- (お握金ならぬ)
6. 新財団の運営運営については 従来を経緯等を考慮し、国、県、地之市町村、産業会議、振興財団、旧開発協、原子力事業所等が協議して決定する。

7. この際、全国規模の事業と県規模の事業とを
明確にし、前者については 国、産業会計及び振興財団
が 新財団に委託することとする。

8. 新財団の運営強化をはかるため 厚研、厚電、動燃
より 各1名程度の取組の意向を望む。三事業区の
一般的な施設案内、広報等についても 新財団に委託
する。

(問題点) ——— の箇所

- ①、②は漸進的に
- ②は 協力のもとに と直す
- ③は 直接新財団の協力でやることある。

事務局(県) 環境部長、大気環境部長、企画課。

(范部) 川崎副会長

(経団) 早川

(厚研) 野村

ここにおいて、原子力の開発は、地域住民の理解と協力を得
 なければならないことは勿論、安全性の確保が緊要の課題であ
 るとの新たな観点に立って、³団体の^(本県における)活動を拡充強化し、原子^力
 の開発、地域環境の保全に資するため、新たに財団法人〇〇〇〇
 を設立するものであります。